

基本協定書（案）に対する質問・意見への回答

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	条・別紙	項	号	細節					
1	基本協定書（案）	1	第 1 条		(8)			定義	質問	「口頭による回答」は、議事録等の書類をもって根拠とするとの理解でよろしいでしょうか。	議事録等の書類を根拠とする場合もありますが、これに限られず、口頭によりなされた回答の一切を含みます。
2	基本協定書（案）	2	第 4 条	1	(2)			SPCの設立	質問	設立時及び本事業開始日における資本金と資本準備金の合計額について、想定されている金額の目安があればご教示ください。	特に想定しておりませんので、応募者においてご判断ください。
3	基本協定書（案）	2	第 4 条	1	(2)			SPCの設立	質問	「資本金と資本準備金の合計額がいずれの時点においても●億円以上であること」とありますが、資本金の下限及び上限はなく、応募者の提案に委ねるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	基本協定書（案）	2	第 4 条	1	(3)			SPCの設立	質問	SPCの株式の構成について、「本議決権株式」＋「本完全無議決権株式」＝100%という理解でよろしいでしょうか。その場合、本議決権株式が株式全部に占める割合の制限はありますか。	1文目については、ご理解のとおりです。2文目については、特段制限はありません。
5	基本協定書（案）	2	第 4 条	1				SPCの設立	質問	構成企業はSPCに直接出資しなければならないのでしょうか。それとも匿名組合を設立し同匿名組合を通じた出資のような形態も可能でしょうか。	構成企業はSPCに直接出資し、本議決権株式を保有する必要があります。
6	基本協定書（案）	3	第 5 条	2	(1)			SPCの株主	質問	本完全無議決権株式は自由に処分できると記載されていますが、優先交渉権者構成員企業以外の第三者への譲渡等も問題ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	基本協定書（案）	3	第 5 条	2	(3)			SPCの株主	質問	株主総会への出席は、本議決権株式の株主のみでしょうか。それとも、本完全無議決権株式の株主も含むのでしょうか。	市としてはいずれでも差支えありませんので、応募者においてご判断ください。
8	基本協定書（案）	4	第 5 条	2	(4)			SPCの株主	質問	事業期間中、仮に代表企業を含む構成企業がア～エに該当するようになった場合はどうなるのでしょうか？	「基本協定書」及び「公共施設等運営権実施契約書」に従って対応いたします。
9	基本協定書（案）	4	第 5 条	2	(6)			SPCの株主	質問	代表企業の本議決権株式に係る出資比率が、すべての優先交渉権者構成員の本議決権株式に係る出資比率の中で最大となることとされていますが、代表企業以外の構成企業が本完全無議決権株式の取得により、SPC内での最大出資者となることは問題ないでしょうか。	問題ありません。
10	基本協定書（案）	4	第 5 条	2	(7)			SPCの株主（知的財産権技術の利用について）	質問	営業秘密の権利とは何でしょうか。	不正競争防止法に定める「営業秘密」に関する権利を意味します。
11	基本協定書（案）	4	第 5 条	2	(7)			SPCの株主（知的財産権技術の利用について）	意見	「実施契約終了後における導入技術の利用について、無償かつ無制限で許諾し」とありますが、契約終了後は有償、有期とするべきと考えますが、いかがでしょうか。	原文のとおりとします。但し、競争的対話において、本運営事業及び附帯事業に導入することを想定している知的財産権対象技術の内容等を踏まえて協議することは妨げません。
12	基本協定書（案）	4	第 5 条	2	(7)			SPCの株主（知的財産権技術の利用について）	意見	本事業の技術等を「無償かつ無制限で許諾」というのはSPCに負担のため、「協議の上、承諾」等に変更にして頂けませんでしょうか。	
13	基本協定書（案）	4	第 5 条	2	(7)			SPCの株主（知的財産権の対象技術の取扱い）	意見	実施契約終了後に貴市及び貴市が指定する者に対し、知的財産権の対象技術の利用を無償かつ無制限で許諾することを求められておりますが、運営権者の財産を無償かつ無制限で利用することは知的財産権保護の観点から不適当と思料します。「無償かつ無制限で」の記載の削除をお願いします。	「基本協定書（案）第 5 条第 2 項第 7 号」においては、ご理解のとおりです。
14	基本協定書（案）	4	第 5 条	2	(7)			SPCの株主（知的財産権の対象技術の取扱い）	質問	実施契約終了後に貴市及び貴市が指定する者に対し、知的財産権の対象技術の利用を無償かつ無制限で許諾することを求められておりますが、無償かつ無制限で利用する場合の追加条件を運営権者で設定することは可能でしょうか。	
15	基本協定書（案）	4	第 5 条	2	(7)			SPCの株主（知的財産権の対象技術の取扱い）	質問	実施契約終了後に貴市及び貴市が指定する者に対し、知的財産権の対象技術の利用を無償かつ無制限で許諾することを求められておりますが、当該対象技術とは本議決権株主が保有する知的財産権の対象技術のみが対象であり、本議決権株主以外（SPCや株主関連会社等）が保有する知的財産権の対象技術については対象外という認識で宜しいでしょうか。	「基本協定書（案）第 5 条第 2 項第 7 号」においては、ご理解のとおりです。
16	基本協定書（案）	4	第 5 条	2	(7)			SPCの株主（知的財産権の対象技術の取扱い）	質問	実施契約終了後に貴市及び貴市が指定する者に対し、知的財産権の対象技術の利用を無償かつ無制限で許諾することを求められておりますが、当該対象技術とは事業期間内に本議決権株主が保有する知的財産権の対象技術のみが対象であり、事業期間終了後に本議決権株主が取得した知的財産権の対象技術については対象外という認識で宜しいでしょうか。	「基本協定書（案）第 5 条第 2 項第 7 号」においては、ご理解のとおりです。
17	基本協定書（案）	4	第 5 条	2	(7)			SPCの株主（知的財産権の対象技術の取扱い）	質問	各種技術利用にあたっては、運営権者は有償で活用することとなるが、実施契約終了後、市または市が指定するものに、無償且つ無制限での利用とする合理的理由をご教示ください。	事業終了後も、市及び市の指定する者（次期事業者）により安定して事業を継続させるために必要なためです。
18	基本協定書（案）	4	第 5 条	2	(7)			SPCの株主（知的財産権の対象技術の取扱い）	意見	本項目は、運営権者の主体的な創意工夫を促すことを障害し、それら民間事業者の経済活動を損なうものにつながるかと考えるため、再考いただきたいです。	原文のとおりとします。但し、競争的対話において、本運営事業及び附帯事業に導入することを想定している知的財産権対象技術の内容等を踏まえて協議することは妨げません。
19	基本協定書（案）	4	第 5 条	3				SPCの株主	質問	本議決権株式の処分の承認要件として、で本議決権株式の処分後も公募時の実績要件に準じた一定の要件を満たしていることとありますが、これは、処分後もSPCの事業実施体制の全体として、公募時の実績要件に準じた一定の要件を満たしていること、という趣旨と理解してよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりで差支えありません。
20	基本協定書（案）	5	第 6 条					運営権の設定	質問	市議会の議決を経た上でありますが、否決された場合は本事業は即中止なるのでしょうか。それとも、修正の後に次の市議会の議決を経ることになるのでしょうか。	基本的には、否決理由を踏まえた対応を行うことを想定しています。
21	基本協定書（案）	5	第 6 条	1				運営権の設定	質問	「必要な承認手続」とは、市とSPCのそれぞれの組織内部での承認手続きという意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
22	基本協定書（案）	5	第 6 条	1				運営権の設定	質問	運営権設定日は実施契約(案)にも令和●年●月●日という表記ですが、予定としてはいつごろでしょうか。、	現時点ではお示しできる日程はありませんが、お示しできる状況になりましたら速やかに応募者に開示する予定です。

No	資料	見出し符号						項目名			質問・意見	回答
		頁	条・別紙	項	号	細節						
23	基本協定書（案）	5	第 7 条	1				実施契約の締結	質問		市は、募集要項等に定める手続において修正された大阪市水道PFI管路更新事業等公共施設等運営権実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。とありますが、最後の競争的対話での契約書の修正要望が認められたか否かの公表の後に優先交渉権者が決まるのでしょうか。契約書に互いが合意した後に優先交渉権者が選定されるのですか	競争的対話を踏まえて「公共施設等運営権実施契約書（案）」を修正する場合は、修正後の「公共施設等運営権実施契約書（案）」をお示しした後に優先交渉権者を選定する予定です。
24	基本協定書（案）	5	第 7 条	1				実施契約の締結	意見		「市は、募集要項等に定める手続において修正された大阪市水道PFI管路更新事業等公共施設等運営権実施契約書（案）の修正には、原則として応じない」とありますが、新型コロナウイルス等の想定外の感染症等により事業継続が困難となる可能性が排除できないことから、実施契約書（案）リスク分担等について将来的に協議させて頂く可能性を残したく、当該文章の削除をお願いします。	原文のとおりとします。なお、競争的対話時点では想定されないような不可抗力事象が生じ、当該不可抗力事象が「公共施設等運営権実施契約書」の内容に大きな影響を及ぼすことが明らかな場合には、「公共施設等運営権実施契約書」の修正に向けた協議を行うことはあります。
25	基本協定書（案）	5	第 7 条	2				実施契約の締結	質問		市が「合理的に要求する」と記載されている、「合理的要求」の定義を示してください	合理的か否かは客観的な事実に基づいて判断いたします。
26	基本協定書（案）	5	第 7 条	4				実施契約の締結	質問		市は、必要かつ可能な範囲で協力すると記載されていますが、必要であるにもかかわらずが協力しない場合の仲裁方法をし除法願います	ご質問の末尾部分の内容が定かではありませんが、協力しない場合の解消方法についてのご質問ということであれば、「基本協定書（案）第13条」に従って協議することを想定しています。
27	基本協定書（案）	7	第 9 条	1				実施契約の不成立	質問		第 1 号による市の公募費用の優先交渉権者負担、第 2 号の違約金、第 3 号の損害賠償の関係についてご説明願います。	第 1 号は本事業の公募に関して市が支出した実費の負担、第 2 号は再選定に係る費用についての違約金、第 3 号は市に生じた損害が違約金の金額（4 億円）を超えた場合の超過分の損害賠償です。
28	基本協定書（案）	7	第 9 条	1				実施契約の不成立	質問		基本協定締結後に貴市は情報を貸与すると募集要項（P23）に記載がありますが、貸与する情報が優先交渉権者の計画に大きな影響を及ぼす等により、優先交渉権者が実施契約締結に至らないことを疎明した場合については、優先交渉権者構成員の責めに帰すべき事由に該当しないという理解でよろしいでしょうか。	具体的事例によりますので、一概にお答えすることはできませんが、たとえば、貸与された情報が、事業者として合理的に予想できるような情報であれば、当該情報が計画に大きな影響を及ぼす場合であっても、基本的には優先交渉権者構成員の責めに帰すべき事由に該当するものと考えます。
29	基本協定書（案）	7	第 9 条	1	(1)			実施契約の不成立	質問		優先交渉権者と実施契約が締結されなかった場合は、貴市と次点者との交渉・締結になると考えられます。貴市が次点者と契約締結に至った場合については、優先交渉権者は貴市が公募に関して支出した費用を負担する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	優先交渉権者の責めに帰すべき事由による場合の費用負担であることから、次点者が選定されるか否かにかかわらず、本事業の公募に関して支出した費用を負担する必要があります。
30	基本協定書（案）	7	第 9 条	1	(1)			実施契約の不成立	質問		優先交渉権者構成員の責めに帰すべき事由により、【令和3年11月末日】までに実施契約の締結に至らなかった場合、(1)優先交渉権者本事業の公募に関して支出した費用と(2)優先交渉権者の再選定に係る費用の双方を負担と示されていますが、双方の負担が必要な理由をお示してください。	第 1 号は本事業の公募に係る費用、第 2 号は再選定に係る費用であり、両者は別の公募手続を対象とするものですので、双方を負担していただく必要があります。
31	基本協定書（案）	7	第 9 条	1	(2)			実施契約の不成立	質問		市は、優先交渉権者構成員に対して、優先交渉権者の再選定に係る費用についての違約金として、金4億円を請求することができます、とあります。一方で、「大阪市工業用水道特定運営事業等」に係る基本協定書では、優先交渉権者の再選定に係る費用についての違約金として、金1億円となっています。両者の再選定費用として3億円の開きがある理由をお示してください。	金額等詳細は、公募の条件としてご理解ください。
32	基本協定書（案）	7	第 9 条	1	(2)			実施契約の不成立	質問		優先交渉権者と実施契約が締結されなかった場合は、貴市と次点者との交渉・締結になると考えられます。貴市が次点者と契約締結に至った場合については、優先交渉権者は貴市が優先交渉権者の再選定に係る費用についての違約金は請求されないという理解でよろしいでしょうか。	優先交渉権者の責めに帰すべき事由による場合の違約金であることから、次点者が選定されるか否かにかかわらず、違約金を請求いたします。
33	基本協定書（案）	7	第 9 条	1	(2)			実施契約の不成立	意見		実施契約前の段階であるにもかかわらず、違約金として4億円を課すのは厳しすぎだと思いますので再考をお願いいたします。	原文のとおりとします。
34	基本協定書（案）	7	第 9 条	2				実施契約の不成立	質問		実施契約の締結は令和3年11月末日までを想定されているのでしょうか。	現時点においてはそのように想定しております。想定日が変更となった際には速やかにお示しします。

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
		頁	条・別紙	項	号	細節				
35	基本協定書（案）	7	第 9 条	2				実施契約の不成立	意見	市の責めに帰すべき事由により、締結に至らなかった場合、優先交渉権者構成員が支出した費用は市が負担すべきであると考えます。
36	基本協定書（案）	7	第 9 条	2				実施契約の不成立	意見	
37	基本協定書（案）	7	第 9 条	2				実施契約の不成立	意見	
38	基本協定書（案）	7	第 9 条	2				実施契約の不成立	質問	
39	基本協定書（案）	7	第 9 条					実施契約の不成立	質問	
40	基本協定書（案）	7	第 9 条	2				実施契約の不成立	意見	
41	基本協定書（案）	7	第 9 条	2				実施契約の不成立	意見	市の責めに帰すべき事由により実施契約の締結に至らなかった場合において、市及び優先交渉権者構成員が支出した費用に関する負担は、両者の協議事項ではなく市が全て負担すべきものではないでしょうか。 （前項（1）では、優先交渉権者構成員の責めに帰すべき事由により、実施契約の締結に至らなかった場合、全ての費用を優先交渉権者構成員が全て負担することになっています。）
42	基本協定書（案）	7	第 9 条	2				実施契約の不成立	意見	
43	基本協定書（案）	7	第10条	2				代表企業の責務	質問	
44	基本協定書（案）	9	第11条	2				秘密保持	意見	
45	基本協定書（案）	12	別紙 1					運営権設定対象施設	意見	
46	基本協定書（案）	12	別紙 1					運営権設定対象施設	意見	
47	基本協定書（案）	15	別紙 3	8				株主誓約書の様式	意見	自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等の利用を無償かつ無制限で許諾するがどうかは、当該技術等の内容にもよりますので記述の削除をお願いします。
48	基本協定書（案）	15	別紙 3	8				株主誓約書の様式	意見	